

なんみんにんていしんせい にほん しゅうろう  
難民認定申請をすれば日本で就労できるというものではありません

ねん がつ  
2019年3月

ほうむしょうにゆうこくかんりきょく  
法務省入国管理局

このお知らせは、特に日本滞在中に難民認定申請をすることによ  
って在留資格を変更する短期訪問者（「短期滞在」）の皆様に向けた  
ものです。難民認定は本国における迫害から逃れて来日した難民が  
日本に保護を求めるための制度であり、日本で就労することを希望  
する人のための制度ではありません。

2018年1月14日までは、難民認定申請をした人は、申請か  
ら6か月を経過後、一般に就労を許可されていました。しかし、  
法務省入国管理局は、2018年1月15日、この運用を見直し、  
1951年難民条約上の難民に明らかに該当しない申請者は、難民  
認定手続中であっても、日本での在留も就労も許可されません。そ  
のような申請者は、在留期間の経過後、出国のための手続（退去強制  
手続を含む）の対象となります。